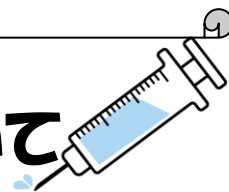


任意予防接種費用の助成について



東神楽町では、次のとおり任意予防接種の一部助成を実施しています。

任意予防接種は、予防接種法に定められた定期予防接種（無料）ではなく、本人（保護者）の判断による予防接種（有料）です。接種を希望する場合は、かかりつけ医と相談し、それぞれの効果や副反応について理解したうえで接種してください。

接種後、町へ助成請求をすることで、助成金を受けることができます。

種類	対象者	交付回数	助成額
インフルエンザ	中学校修了までの者※1 妊婦	制限なし	実費額の2分の1 (1円未満切り捨て)
新型コロナウイルス	中学校修了までの者※1 妊婦		
風疹	19歳以上の者※2		
高齢者の肺炎球菌	65歳以上の者		
その他※3 (おたふく等)	中学校修了までの者		

※1 中学校修了までとは、出生から中学校を卒業する年の3月31日までの期間とします。

※2 風疹予防接種の助成対象は上記年齢の町民の内、妊娠を予定・希望している者及び免疫のない妊婦の配偶者とします。また、麻疹・風疹混合ワクチンの接種も対象とします。

※3 その他の予防接種は、日本国内で認可を受けているワクチンを使用した任意予防接種に限りです。海外へ渡航するために接種するものについては助成の対象外とします。

■助成請求方法について

予防接種実施後、『東神楽町任意予防接種費助成金交付請求書』に必要事項を記入のうえ、以下の必要書類と併せて健康ふくし課まで提出してください。

①領収書（予防接種の種類が記載されているもの。）

※領収書に予防接種の種類に記載がない場合は、接種の記録のある母子手帳も併せてお持ちください。

②振り込みを希望する金融機関の口座情報または通帳

③印鑑

★『東神楽町任意予防接種費助成交付金請求書』は健康ふくし課窓口、ふれあい交流館、地域世代交流センター「これっと」の他、町ホームページからダウンロードができます。

★町が指定する実施医療機関はありません。

★接種した年度の3月31日までに手続きをお願いします。

◇お問い合わせは東神楽町健康ふくし課◇
(TEL 83-5431) まで